

令和 2 年 6 月 1 日

建築物における衛生的環境の  
確保に関する登録事業者 各位

静岡市保健所長  
(生活衛生課扱い)

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する  
事業の登録に係る監督者講習等の実施について（通知）

日頃から保健所行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた監督者講習等については、令和 2 年 4 月 23 日  
付け 02 静保生第 637 号により通知させていただいたところですが、今般の緊急事態宣言の解除を  
受け、従事者研修を再開することが想定されます。各登録事業者は、「三つの密」の回避や「人と  
人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対  
策の徹底など、職員への感染拡大防止に万全な対応を取った上で実施、又は自宅学習の方法によ  
り実施してください。

従事者研修を行う際は、前回送付した「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録  
について」の一部改正について」（平成 25 年 1 月 21 日健衛発 0121 第 1 号厚生労働省健康局生活  
衛生課長通知）」を参考に 1 年目、2 年目以降のカリキュラムを適切に設定してください。

なお、自宅学習の方法による場合は、全受講者の学習報告書が研修実施記録となりますので、  
適切に保管してください。また、本措置については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を  
踏まえ、変更する可能性があります。

<配布物一覧>

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する事  
業の登録に係る監督者講習等の実施について」（厚生労働省）
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関す  
る事業の登録に係る監督者講習等の実施について」（別添）（厚生労働省）

裏面に続きます

※新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、本市ホームページに掲載していますので、必ず定期的に確認するようお願いいたします。

静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページURL

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_006620\\_00001.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html)

問い合わせ先

静岡市保健所生活衛生課

生活衛生係

電話番号 054-249-3155